

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 正林 真之 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内1-7-12 サピア タワー		発送日 (日.月.年) 23.10.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 H1172176W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/034369	国際出願日 (日.月.年) 18.09.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06F17/30(2006.01)i, G01C21/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 本田技研工業株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 12.10.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 山本 俊介	5M 5087
		電話番号 03-3581-1101 内線 3599	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1: JP 2012-68041 A (クラリオン株式会社) 2012. 04. 05, [0026], [0030]-[0032], [0041]-[0052], 図 2, 4-5, 7-8 (ファミリーなし)
 文献2: JP 2017-157036 A (パナソニック I P マネジメント株式会社) 2017. 09. 07, [0062], [0069], 図 5-6 (ファミリーなし)
 文献3: JP 2016-173257 A (本田技研工業株式会社) 2016. 09. 29, [0118] (ファミリーなし)
 文献4: JP 2013-15360 A (クラリオン株式会社) 2013. 01. 24, [0028] (ファミリーなし)
 文献5: JP 2009-244960 A (トヨタ自動車株式会社) 2009. 10. 22, [0054]-[0061], 図 4 (ファミリーなし)

(1) 請求項 1-2, 5-6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-3 より進歩性を有しない。

文献 1 には、
 施設と施設駐車場との情報を含む駐車場／施設情報データベース 47 と ([0030], 図 4)、
 駐車場の統計情報を含む駐車場情報データベース 20 と ([0026], 図 2)、
 車両 (移動体) の駐車場の利用履歴である駐車場利用履歴データベース 48 とを記憶し ([0031]-[0032], 図 5)、
 駐車場利用履歴データベース 48 に記憶された車両の駐車場の利用履歴から、当該車両が利用する頻度が高い施設を特定し、当該特定された施設の施設種別に基づいて、当該車両のユーザが好む施設種別 (ユーザプロファイル情報) を特定し ([0041]-[0042], 図 8)、
 当該ユーザが好む施設種別の施設情報を推薦表示する ([0052], 図 7)、
 システムの発明が記載されている。

文献 1 には、駐車情報と「駐車場の統計情報」とに基づいてユーザプロファイル情報を更新することは記載されていない。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

しかし、文献 2 には、ユーザが過去に利用した駐車場の情報に基づいて、当該ユーザのプロファイル情報として、駐車エリア統計やどのエリアに駐車していたかの情報を示すカテゴリ等を更新することが記載されている（[0062], [0069], 図 5-6）。

また、文献 1 には、イグニッション情報に基づいて駐車情報を特定することが記載されていない。

しかし、文献 3 には、イグニッションのオンオフ時間に基づいて、施設の滞在時間を算出することが記載されている（[0118]）。

文献 1-3 記載の発明は、車両に対する情報推薦/配信処理という機能の点で共通するものであり、類似の技術分野に属するものであるので、文献 1 記載の発明において、文献 2-3 記載の技術を適用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

(2) 請求項 3-4, 7-8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 より進歩性を有しない。

文献 4 には、目的地への到着予想時間を、経由地（立ち寄り地）の滞在時間を含めて算出することが記載されている（[0028]）。

さらに文献 5 には、駐車場の滞在時間を、当該駐車場の平均駐車時間等の統計データと、オーナ（ユーザ）の状況や駐車目的（ユーザプロファイル情報）とに基づいて予測することが記載されている（[0054]-[0061], 図 4）。

文献 1-5 記載の発明は、車両に対する情報推薦/配信処理という機能の点で共通するものであり、類似の技術分野に属するものであるので、文献 1 記載の発明において、文献 2-5 記載の技術を適用し、駐車場の統計指標とユーザのプロファイル情報とに基づいて立ち寄り施設の滞在時間を予測し、当該予測された滞在時間を加味して目的地への到着時間を予測することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。